





第454号 **公益社団法人
徳島県環境技術センター**

徳島市津田海岸町2-33
電話 (088) 636-1234(代)
FAX (088) 636-1122
発行責任者 大坂 利 弘
編集者 原岡 艶 甲

浄化槽設置届受付数

平成29年12月現在

環境技術センターは平成29年4月から12月までに受付した、浄化槽の設置計画書及び設置届出書の受付数を纏めた。

全体（10ヶ月合計）では2,196基（昨年同期比33基プラス）となった。県民局別では、東部1,697基（昨年同

期比81基増）、南部297基（同▲19基）、西部202基（同▲29基）であった。

全体の受付数は、昨年度実績とほぼ変わらないものの、東部81基の増加に対して、南部、西部とも減少している。

<表-1> (基)

県民局	28年12月末	29年12月末	差異
東 部	1,616	1,697	81 (+ 5%)
南 部	316	297	-19 (- 6%)
西 部	231	202	-29 (-13%)
計	2,163	2,196	33 (+ 2%)

住宅着工戸数は 5%増

(4月~12月まで)

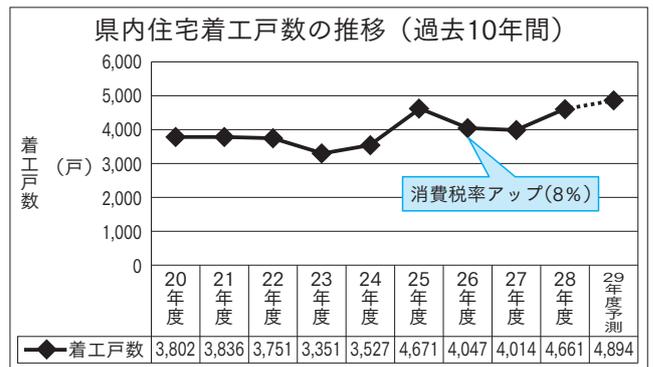
県住宅課建築指導室の資料によると、平成29年度（4月～12月まで）の住宅着工戸数は、3,776戸（前年同期3,584戸）でプラス192戸（5%増）となった。

市町村別では、着工戸数が増加した市町村は、徳島市1,848戸（昨年同期比235戸増）、阿南市444戸（同127戸増）、北島町177戸（同65戸増）石井町121戸（同41戸増）三好市42戸（同12戸増）と続き、一方で減少した市町村は、藍住町265戸（同63戸減）、東みよし町20戸

<表-2> 平成29年度新築住宅着工戸数 市町村別

市町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	29年12月末	28年12月末
徳島市	162	227	185	259	262	166	166	169	252	1,848	1,613
鳴門市	37	15	18	21	17	25	18	20	20	191	235
小松島市	15	9	15	12	5	11	10	13	26	116	134
阿南市	33	21	38	27	27	42	157	22	77	444	317
吉野川市	13	23	6	22	11	8	7	15	22	127	162
阿波市	13	5	7	28	9	7	5	3	8	85	77
美馬市	9	10	6	38	7	0	26	2	4	102	111
三好市	0	6	2	8	5	11	4	5	1	42	30
勝浦町	2	1	0	0	1	0	1	2	1	8	6
上勝町	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	3
佐那河内村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石井町	7	8	23	9	15	8	10	24	17	121	80
神山町	1	0	0	0	0	1	0	1	0	3	0
那賀町	2	1	0	3	2	0	1	1	9	19	13
牟岐町	0	0	0	1	1	1	2	0	1	6	5
美波町	1	2	0	1	0	0	0	1	2	7	14
海陽町	1	0	0	1	1	1	2	1	1	8	9
松茂町	5	16	23	9	5	14	3	3	0	78	109
北島町	7	5	12	8	10	19	10	70	36	177	112
藍住町	25	37	92	14	13	23	29	14	18	265	328
板野町	18	3	3	4	6	3	7	9	11	64	113
上板町	2	9	1	3	2	6	6	2	5	36	34
つるぎ町	1	1	1	0	3	1	0	0	1	8	9
東みよし町	2	2	2	2	3	3	2	4	0	20	70
合 計	356	401	434	470	406	350	466	381	512	3,776	3,584

<図-1>



（同50戸減）、板野町64戸（同49戸減）鳴門市191戸（同44戸減）吉野川市127戸（同35戸減）であった。

昨年度は消費税率アップの影響から、前年度比プラス647戸（16%アップ）と着工戸数を大きく伸ばしましたが、本年度も消費税率10%への引き上げの影響を受け、さらに増加すると予想される。

過去10年間の推移（図-1）を見ると、前回（平成26年4月）の消費税率引き上げの影響は、平成25年度の着工戸数を大きく伸ばし、年度末には4,671戸と、前年度比1,144戸増（32%アップ）と大きく差を付けた。

今年度も2019年10月の消費税率アップの影響を受け、25年度の着工戸数を上回る結果となりそうだ。

2014年4月 消費税率8%に引き上げ
2014年11月 2015年10月の税率10%への引き上げを2017年4月に延期
2016年6月 2017年4月の税率引き上げを2019年10月に延期



浄化槽教室がスタートして、今年で23年目になる。そもそも「浄化槽教室」は、徳島県が法定検査の受検率対策として、平成7年4月に「徳島県浄化槽法定検査受検率向上に向けての長期ビジョン」を策定し実施しているものである。

スタートから23年が経過し、現在は浄化槽補助金を受けるためには受講が必須となっていることから約90%の設置者が受講している。

今回は、現在まで続けてきた「浄化槽教室」について報告したい。

まず、浄化槽は設置にかかる手続の大半が関係業者の代行によって行われているため、以前は、使用する設置者が浄化槽に関する正しい知識がなく、法定検査を含め、清掃・保守点検も適正に行われていなかった。

このため、県は法定検査の受検率向上を目的に、平成7年から当センターに「浄化槽教室」の開催を委託し実施してきた。

しかし、当初は、設置届出者を対象に受講案内をしても、受講率はわずか10%台前半であった。

この対策として、平成17年度からは土・日・祝日開催を追加した結果、受講率は20%台まで増加した。

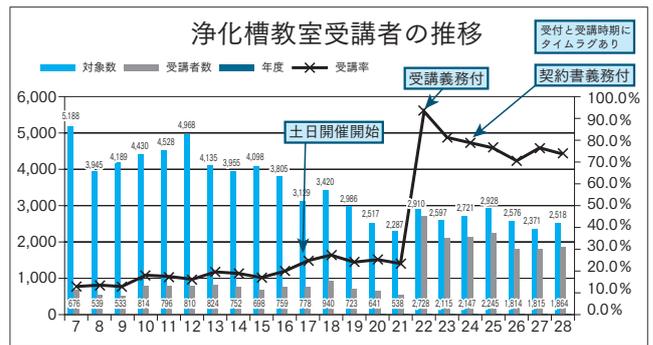
しかし、まだ約80%の設置者が未受講であったため、県は、平成22年度から、設置補助金申請の要件として浄化槽教室の受講を義務づけた。この政策が功を奏し、一気に受講率は90%を越える結果となった。

受講に当たっては、身分証を提示するなどして代理受講を認めなかったため、当初はかなり混乱したが、①開催回数を大幅に増やしたこと。②土・日・祝日に加え夜間開催も追加したこと。③受付担当者を増員し受付の待ち時間短縮を図ったこと。など、現在ではほぼトラブルも無くスムーズに実施できている。

浄化槽教室の効果を現場の検査員に聞くと、昔に比べ、明らかに浄化槽教室を受講した新規設置者は維持管理に理解があり、円滑に検査業務が進んでいるという。

また、保守点検・清掃の実施状況についても、義務化される前と比べ、明らかに効果は出ている。特に若年層の環境に対する意識の違いは近年感じる事が多く、これは、環境学習等、教育現場で取り組んできた成果が徐々に浸透しているのものであると思われる。

今後の課題としては、設置者に対して、「法律で決まっているから」とか「維持管理が大切だから」といった「決まりごと」だけで維持管理の必要性を訴えていくのではなく、我々検査機関には世代や時代の変化を見据えて、求められる内容に常に対応できるよう、柔軟性をもった啓発活動が求められている。



※一部の市町村で補助金が廃止されているが補助金対象については、100%受講している。

阿南市

生活排水対策実践活動講座で講演

平成30年1月10日(水)午後7時30分から阿南市の桑野コミュニティセンターにおいて「阿南市生活排水対策実践活動講座」が開催され、センター職員が講演を行った。

この講演は、阿南市が家庭でできる水質保全活動を通じてきれいな水環境に関心をもってもらうことを目的に、市内各地区の婦人会の協力のもとで開催している事業であり、昨年度の長生地区に引き続き、2回目の講演となる。

当日は、桑野地域の婦人会から35名が出席し、センター西岡検査第2課長が「身近な生活での取り組みと水環境の保全について」と題した講演を行った。

講演内容としては、過去に実施された阿南市周辺における河川等の水質結果を紹介し、その汚濁状況の傾向を解説、汚濁の主要原因は生活排水であることや、

「水の汚れ」そのものの定義を説明した。

その上で各家庭でできる汚れを出さない取組みについての考え方や具体的な例について資料をもとに紹介した。

しかし、家庭での取組みには限界があることから、浄化槽の必要性や浄化槽の構造、処理機能を維持するために行う管理の重要性について、特に法定検査で実施しているBOD検査の意義について説明を行った。

参加者からは、洗剤の使い方についての質問などがあったが、非常に身近なこともあって熱心に耳を傾けていた。

この出前講座については「非常にわかりやすい解説で理解できた」「浄化槽の維持管理についてよくわからなかったが、しくみを聞いて重要だということがよくわかった」と非常に好評であった。

最後に阿南市環境保全課から生活排水対策グッズが配布され、「日常生活の中では是非活用いただくとともに、浄化槽を設置される場合は補助金が助成されるのでご活用下さい。」と浄化槽をPRした。



第44回

理事会を開催



県環境技術センターは、11月29日(水)午後2時から理事11名、監事1名の役員が出席し、第44回理事会を開催した。



最初に空保理事が、定款第40条の定足数を満たし理事会が有効である旨を報告、続いて大坂会長が挨拶をした後、議長となり議事を進行した。

《協議事項》

（第1号議案） 支部単位での活動を可能にする方策について

議長の指示により、川人専務理事が、会員から提案のあった4案につき、県と協議した結果を報告した。県の見解は、A案の現行組織のまま、会員の親睦等を行うことについては疑義がある。また、B案の支部組織を会員とすることについても、法人会計の会費収入が極端に少なくなり、それを収益事業で埋めることは定款上疑義がある。

尚、C案の組織の分離については一般社団の方が会員活動が活発に出来ることに理解は示したが、財産の無償譲渡などの諸課題については、専門家の意見を聞き、慎重に進めるべきとした。

理事からは、現行組織のまま地域活動が出来るような方策を求める意見や、分離する必要があるのかなどの意見が出されたが、最終的に各案について具体的なシミュレーションを出し、次回理事会で再度検討することを決定した。

（第2号議案） 保守点検登録に関する要望について

前回理事会では、管理士一人あたりの担当数を600基～800基とする案を決定したが、事業所により管理の実態が大きく異なるため、まずは、点検機器類や管理車両の追加、管理状況の報告の義務化など、登録時の規制を中心に県と協議することとした。

なお、訪問日程については来年1月で県と再度調整する。

（第3号議案） 就業規則の整備について

厚労省から示された有期雇用契約社員が5年を経過した場合、無期雇用社員とすべきという労働契約法のルールに基づき、センターの就業規則を見直すことが承認された。

（第4号議案） 日帰り旅行の開催について

日帰りの「親睦旅行」と「視察研修」を協議した結果、香川県の下水处理場への視察を実施することが決定した。なお、日程は30年2月頃とし、参加希望者が

少ない場合は、中止することとした。

（第5号議案） 会員従業員向けクレーム対策講座の開催について

会員事業所の従業員向けクレーム対策講習会を開催することが決定した。平日午後の開催とし、講師・日程については事務局で調整することとなった。

《報告事項》

1) スマート浄化槽の導入中止について

かねてから検討していたスマート浄化槽の導入について課題が多いことから導入を中止することを報告した。

2) 執行理事の業務報告について

各種会議への出席や行事への参加等、業務執行理事の業務執行状況を報告した。

3) 第二種電気工事士受験対策セミナーの開催について

国家資格である同資格を取得するための対策講座を昨年に引き続き、会員に対し徳島会場で開催することを報告した。

4) 小型移動式クレーン運転技能講習について

技能取得のため、会員事業所向けに本講習会を開催することを報告した。

以上全ての議事が終了したため、午後4時に散会した。

第45回

理事会を開催



県環境技術センターは、12月20日(水)午後3時から理事12名、監事1名の役員が出席し、第45回理事会を開催した。



まず空保理事が、理事会が定款第40条の定足数を満たしているので有効である旨を報告し、大坂会長が議長となり議事を進行した。

《協議事項》

（第1号議案） 会員にメリットを提供するための方策について

議長の指示により、川人専務理事が、前回の理事会での決定を受け、法人分割の際のシミュレーションを報告した。理事からは、新たに支部ごとに別組織を作り、会費を24千円・12千円に分割しその財源に充てる案が出された。なお、会費収入減収分については理事報酬を減額し対応する案が出された。

次回理事会では、今回の案を基に具体的にシミュレーションし、協議した上で、各支部に再度理事会の

結果報告に回っていくこととなった。

《報告事項》

1) 保守点検登録に関する県との協議について

以下の4項目につき協議することを報告

1. 地区ごとの専任の廃止、2. 雇用関係の証明、3. 業務受託状況の確認、4. 揃えるべき器具・機材
なお、日程は30年1月11日とし、理事7名が出席することとなった。

2) 浄化槽管理士資格講習の開催計画について

平成30年度に「浄化槽管理士」の資格取得講習について徳島県での開催を希望する旨、主催者に申請することを報告した。

3) 高知県浄化槽協会の視察について

高知県浄化槽協会から、市町村型浄化槽PFI事業についての視察研修の依頼があり、30年1月12日に来訪されることを報告した。

4) 執行理事の業務報告について

11月29日から12月19日までの執行理事の業務実施状況を報告した。

5) 会員視察研修の日程について

香川県の下水道処理場への視察研修の日程が、2月23日に決定したことを報告した。

6) クレーム対策講座について

開催の日程が2月21日午後1:30~3:30の2時間になったことを報告した。

以上全ての議事が終了したため、午後4時37分に散会した。

津田公園

パークアダプト清掃活動を実施

県環境技術センターは、12月19日、午後2時30分より、ボランティア活動の一環として実施しているパークアダプト活動事業を行った。

今年度で7年目となるこの活動は、事前に割り当てられた津田公園内一部区域の除草・清掃作業であり、参加した13名の職員は、寒風が吹きすさぶ中、公園内の美化活動に精を出した。不慣れな草刈機に悪戦苦闘しつつ、日が暮れる頃には見違えるようにきれいになり、新年を気持ちよく迎えられる公園となった。



水質計量便り

~みかんのパワー~

本格的に寒い季節がやってきました。

この時期に多くの家にある果物といえば、みかんではないでしょうか？コタツに座ってテレビを見ながら食べるのが定番ですよね。

さて、この慣れ親しんだ『みかん』ですが、食べ過ぎると手が黄色くなるという話、子供のころに聞きませんでしたか？実は単なる言い伝えではなく、『柑皮症』というれっきとした名前が付いている症状だそうです。

これは、みかんに含まれる黄色い色素のβ-カロテンが消化・吸収され、さらに血液を巡って皮膚に色素沈着をしているからだそうです。ですから、本当はみかんだけでなく、β-カロテンを多く含む緑黄色野菜を多く摂取したり、緑黄色野菜ジュースやβ-カロテンのサプリメントを多く摂取しても、皮膚が黄色くなる可能性は有るそうですよ。

また、ホルモンの関係から、男性よりも女性に多く、赤ちゃんや高齢者、高脂血症を患っていらっしゃる方により多く現れる症状だといわれています。

しかし、「柑皮症」は決して病気というわけではなく、体に然したる害があるわけではないので心配はありません。もちろん食べるのをやめれば元に戻ります。

逆に、そのほかの栄養素として「ビタミンC」や「クエン酸」、「β-クリプトキサンチン」、「シネフィリン」等が含まれ、癌や骨粗しょう症、糖尿病の抑制効果、喉からくる風邪の緩和や予防に効果があるようです。

さらに、みかんの薄皮や白い筋には「ビタミンP」や「食物繊維」が多く含まれます。ビタミンPは血流改善や冷え性、癌の予防、老化防止の効果があるそうです。食物繊維も、便秘の改善や血糖値の上昇を緩和、コレステロール値の改善に効果があるなど、実は、白い筋と一緒に食べるほうが健康に良いみたいですね(*^。^*)。 by koizumi

事務局だより

法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

○11条検査

日程：平成30年2月13日～平成30年3月16日
地区：徳島市・阿南市・吉野川市・阿波市

○7条検査

日程：平成30年2月13日～平成30年3月16日
地区：阿南市・小松島市・勝浦町・上勝町・那賀町・美波町・牟岐町・海陽町

○那賀町検査(らくらくあんしん協議会)

日程：平成30年2月13日～平成30年3月16日
地区：那賀町全域

○神山町検査(神山町きれいな水づくり協議会)

日程：平成30年2月13日～平成30年3月16日
地区：神山町全域

